

事務連絡
令和3年12月17日

各都道府県子ども・子育て支援新制度担当部局
各都道府県認定こども園担当部局
各都道府県私立学校主管部（局）
各都道府県民生主管部（局）
各都道府県教育委員会
各指定都市・中核市子ども・子育て支援新制度担当部局
各指定都市・中核市認定こども園担当部局
各指定都市・中核市民生主管部（局）
各都道府県・指定都市消費者行政担当課
各都道府県・市区町村保育主管部局
各都道府県・市区町村認可外保育施設主管部局

御中

内閣府子ども・子育て本部参事官付
（子ども・子育て支援担当）
内閣府子ども・子育て本部参事官付
（認定こども園担当）
消費者庁消費者安全課
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室
厚生労働省子ども家庭局保育課

食品の誤嚥による子どもの窒息事故の予防に向けた注意喚起について

子ども・子育て支援施策の推進については、日頃から格段の御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標題については、これまで、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」（平成28年3月31日府子本第192号、27文科初第1789号、雇児保発0331第3号）（以下、「ガイドライン」という。）の他、消費者庁公表資料「食品による子どもの窒息・誤嚥事故に注意！一気管支炎や肺炎を起こすおそれも、硬い豆やナッツ類等は5歳以下の子どもには食べさせないでー」等により注意喚起を行ってきたところですが、特にこれからの時期にかけては、クリスマスや年末年始、節分等の行事に際して、教育・保育施設等においても、普段とは異なる内容・形態にて食事等の提供がなされることが考えられます。

については、各教育・保育施設等において、食品の誤嚥による子どもの窒息事故の予防のために注意すべき事項について、上記ガイドラインや消費者庁公表資料も参考に改めて確認いただくとともに、誤嚥・窒息につながりやすい食べ物を提供する場合には保育や給食に従事する者をはじめ職員全員が情報を共有するなど、事故防止及び事故発生時の対応に万全を期すよう、管内市区町村及び施設・事業者に対して周知徹底していただくようお願いいたします。

(参考)

- 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン（施設・事業者向け）

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/data/index.html#guidelines>

→ p 2（1. (1)①ウ誤嚥（食事中））及びp 13（＜参考例1＞誤嚥・窒息事故の防止）

- 食品による子どもの窒息・誤嚥事故に注意！（消費者庁）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_047/

- 子ども安全メール Vol. Vol.569 パン等による子どもの窒息や誤嚥(ごえん)に気を付けましょう!(消費者庁)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_001/mail/20211020/

【本件担当】

- 教育・保育施設等における重大事故の報告に関すること

内閣府子ども・子育て本部（子ども・子育て支援担当）付

TEL：03 - 6257 - 1467（直通）

- 認定こども園に関すること

内閣府子ども・子育て本部（認定こども園担当）付

TEL：03 - 5253 - 2111（内線 38442）

- 幼稚園に関すること

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

TEL：03 - 6734 - 3136（直通）

- 保育所の事件及び事故に関すること、認可外保育施設に関すること

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室

TEL：03 - 5253 - 1111（内線 4838）

- 保育所の運営指導、設備及び職員配置基準に関すること

厚生労働省子ども家庭局保育課

TEL：03 - 5253 - 1111（内線 4839）

- 別添の周知資料に関すること

消費者庁消費者安全課

TEL：03 - 3507 - 9200（直通）